

# 初診加算料の改定等のお知らせ

当院では、地域の医療機関相互間の機能分担及び連携を推進するという趣旨から、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の患者様には、診療費とは別に選定療養費（初診加算料）を御負担いただいております。

この度、厚生労働省令の改正に伴って、400床以上の地域医療支援病院である当院も、下記のとおり、初診加算料の改定及び再診加算料の新設が義務付けられました。

## 記

### 【改定の時期】

平成30年10月1日

区 分	現行料金	改定後
分娩等に係る初診加算料	2,500円	<u>4,630円</u>
その他の初診加算料 ※かっこ内の金額は、 歯科医師による初診の場合	2,700円	<u>5,000円</u> <u>(3,000円)</u>
分娩等に係る再診加算料	なし	<u>2,315円</u>
その他の再診加算料 ※かっこ内の金額は、 歯科医師による再診の場合	なし	<u>2,500円</u> <u>(1,500円)</u>

### 【初診加算料等が必要ない場合】

これまでと同じく、次の場合に該当するときは、初診加算料等を御負担いただくことはありません。

- 1 他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合
- 2 診療時間外に受診し、直ちに入院された場合
- 3 国・地方公共団体の公費負担医療制度の受給対象者である場合

### 【再診加算料とは。】

当院を受診中の患者様に対し、医師が、病状が安定したこと等を理由として、他の医療機関を受診されますよう紹介いたしました後に、患者様御自身の希望により、引き続き当院を受診される際に御負担いただくものです。

平成30年9月7日  
県立延岡病院長  
柳邊 安秀